

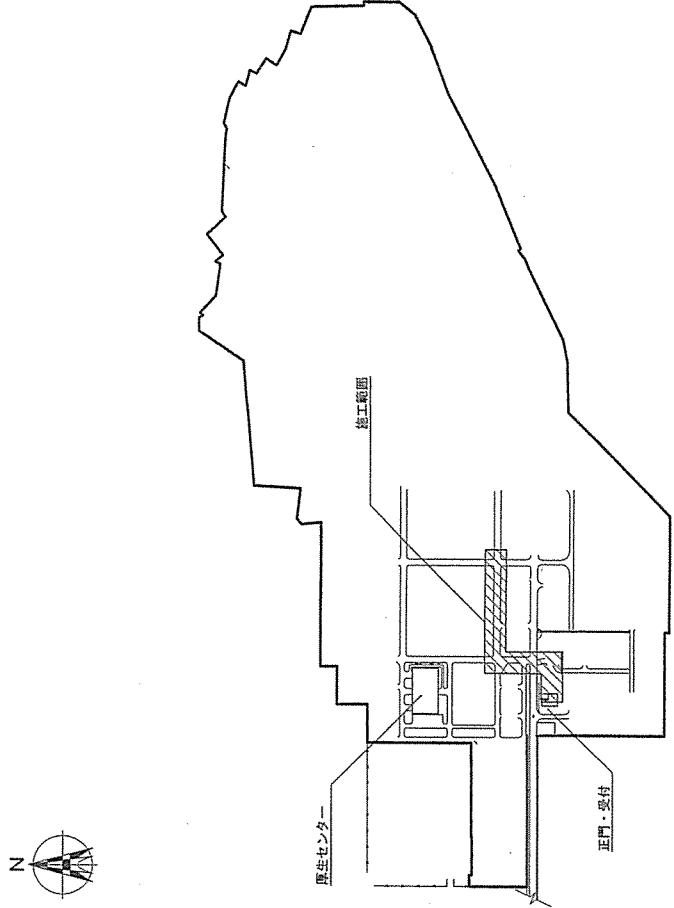
北熊本（R4）構内外線路補修

件名	北熊本（R4）構内外線路補修	縮尺	—
図名	表紙	圖面番号	—
作成年月日	令和4年12月15日	圖面番号	1/4
所屬	北熊本駐屯地業務隊管理科		

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事件名 : 北熊本（R4）構内外線路補修
- 2 工事場所 : 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊 北熊本駐屯地
- 3 適用範囲 : 本仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地において実施する、構内外線路補修について適用する。
- 4 工事概要 : 本工事は、経年劣化に伴う構内外線路の補修を実施する。
(1) 災警報設備用埋設移報線
- 5 一般事項 :
- (1) 本工事は本設計図書・国土交通省大臣官房官営機器監修部「公共建築工事様式単位様書」（以下「標準仕様書」）・電気設備技術基準等の諸規定により実施する。
 - (2) 施工中既存設備等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ通報のうえ、請負者の責任において早急に補修又は賄償するものとする。
 - (3) 本工事中に、納まり・取扱い等の異議が生じた場合は、監督官に通報し、その指示に従い実施する。なお、軽微なものについては請負者負担で処置すること。
 - (4) 施工に当たり安全には十分注意を行い、作業員には機会あるごとに注意を喚起すること。又作業の各工程毎に安全に対する検討を行い、必要な処置等を実施して安全管理を徹底すること。
 - (5) 本工事の実施に必要な計画書・資材等の承認願等は、事前に監督官へ提出して、承諾を受けること。
 - (6) 本工事により生じた発生材のうち、金属類及び監督官の指示する物は発生材調査を作成し、監督官の指示する場所に搬入すること。
その他の発生材については請負業者の責任において適法処理すること。なお、本工事においては発生しないものと見込んでいる。
- 6 特記仕様 :
- (1) 細部寸法については、請負者がにおいて現場を実測確認すること。
 - (2) 本工事に使用する資材・機材・燃料等は、請負者の負担とする。
 - (3) 本工事に使用する資材等は、本特記仕様書・図面に特記する場合を除き、すべて新品とする。なお、JISマーク表示品目については「標準仕様書」の当該事項によるものとし、製造者の指定は行わないものとする。
 - (4) ハンドホールまたはマンホール内においては、別途図示する余長をとり、内部の既設碍子へ固定すること。
 - (5) 施工後は各設備の導通（作動）試験を行い、健全な状態に復旧していることを、監督官及び各設備の担当官立会いのもと確認すること。
 - (6) 本工事は、使用する建設機械及び実施する設備に該当する各種資格を必要とする場合は、その免状交付を現に受けている作業員が実施することとし、事前に免状等の写しを提出する。

件 名	北熊本（R4）構内外線路補修	縮尺	—
図 名	電気設備工事特記仕様書		
作成年月日	令和4年12月15日	図面	2／4
所 属	北熊本駐屯地業務課管理科	番号	

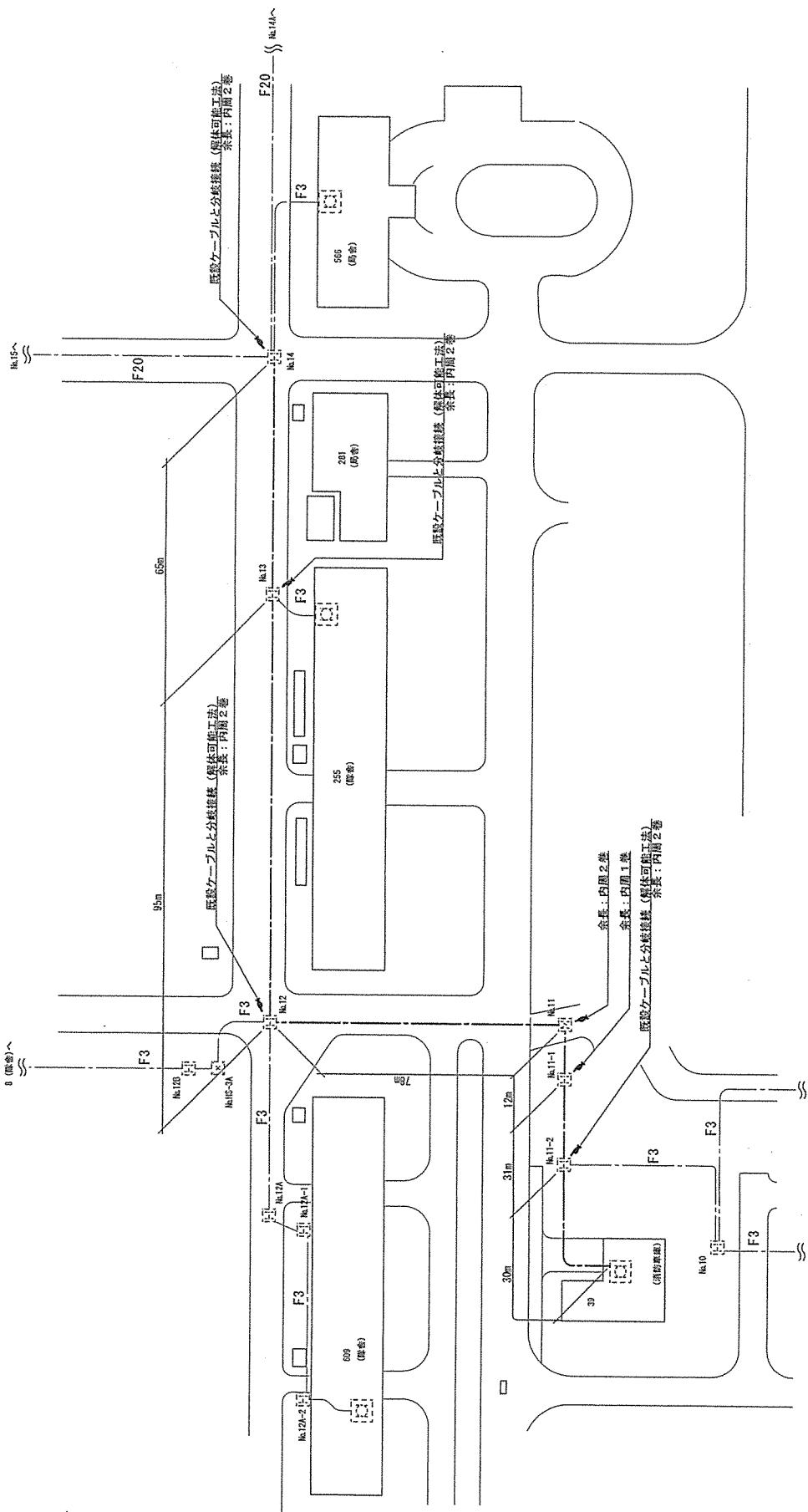


配置図 N S



案内図 S=1:50,000

件名	北熊本 (R4) 構内外線路補修	縮尺	図示
図名	北熊本駐屯地案内図・配置図		
作成年月日	令和4年12月15日	図面	3／4
所属	北熊本駐屯地業務課管理科	番号	



構内外線路図 S=1:1,000

凡			
E	号	名	備
既	設	FMS ハンドホール	既設のまま
		既設 マンホール	既設のまま
		既設 高圧分岐管ハンドホール	既設のまま
		既設 保安器具	既設のまま
		既設配管	既設のまま
		既設配管	既設のまま

(注記)

1. 補記などは下記による。

CFEI.2-30P-CFEI.2-20P側のうえCFEI.2-20P(既設FERS又はPEG70)

F0 ————— CFEI.2-30P側FEPF又はPEG54

F3 ————— CFEI.2-30P側FEP30又はPEG60

件 名	北熊本 (R 4) 構内外線路図	縮尺 1/1,000
圖 名	構内外線路図	
作成年月日	令和 4 年 12 月 15 日	図面 番号
所 属	北熊本駐地業務課管理科	4 / 4